

平成24年度 第3回恵庭市都市計画審議会 会議録概要

開催日時	平成25年3月26日(火) 16:00~16:30
開催場所	恵庭市役所本庁舎3階 第1委員会室
出席者	<p>〔委 員〕瀬戸口剛、田中俊秀、中泉澄男、瀬川真弓、松村良夫、大野憲義 榎本敦尚、野沢宏紀、庄田洋</p> <p>〔市 側〕北越俊二(副市長)、寺内康夫(企画振興部長) 吉田義信(企画振興部次長)、浅香正人(建設部次長)、中屋通(建築課主査)</p> <p>〔事務局〕石上日出昭(都市計画課長)、堀越拓也(同主査)、平井誠(同主査)、赤泊和幸(同主任)</p> <p>【会議概要】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 開 会</li> <li>2. 委嘱状交付</li> <li>3. 挨 捶</li> <li>4. 会長互選、職務代理者指名</li> <li>5. 議 事             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 事前審議                     <p>千歳恵庭圏都市計画 地区計画の変更について</p> <p>①黄金地区地区計画の変更について</p> <p>②恵み野センター地区地区計画の変更について</p> </li> <li>(2) その他</li> </ol> </li> <li>6. そ の 他</li> <li>7. 閉 会</li> </ol>
議題	<p>【事前審議】</p> <p>千歳恵庭圏都市計画 地区計画の変更について</p> <p>① 黄金地区地区計画の変更について</p> <p>② 恵み野センター地区地区計画の変更について</p>
主な質疑意見と回答	<p>千歳恵庭圏都市計画 地区計画の変更について</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 開 会 本日の委員会は委員10名中9名の出席。(1/2以上の出席で成立)</li> <li>2. 委嘱状交付 (副市長より委嘱状を交付)</li> <li>3. 挨 捶 (副市長挨拶)</li> <li>4. 会長互選、職務代理者指名  会長は、「学識経験のある者」3名の委員の互選により瀬戸口委員に決定  (会長挨拶)  職務代理者は、会長の指名により中泉委員に決定</li> <li>5. 議事 (事務局より資料説明)</li> </ol> <p>【主な意見、意見】</p> <p>当初、地区計画が決定されたのはいつでしたか。</p>
会長	

事務局	恵み野センター地区の当初決定は平成3年9月27日、直近では平成8年4月1日に変更となっております。黄金地区は平成10年12月22日です。
会長	当初決定の時には、今のような高齢化の状況はまだ進んでいなかったが、今では高齢者向けの施設を除外するというのは時代にそぐわなくなっています。今回の地区計画の変更は、規制を取り外して高齢者関係の施設等を建てられるようにするという内容です。
A 委員	黄金地区は平成10年の決定、恵み野地区は平成3年ということですが、恵み野地域は高齢化も進み、こういう対応が必要と思われますが、黄金地区は比較的新しい市街地であるが、今からそういう対応をしていくことが必要なのか説明願います。
事務局	都市計画マスタープランに沿った形で、今後迎える超高齢社会に対応するために、今の段階から準備していく必要性はあると考えております。
部長	平成23年に改訂された都市計画マスタープランの中で、都市の地域中心に居住機能や子育て支援機能や医療・福祉サービス機能等を導入していくこうという大きなまちづくりの方針が定められています。これと整合を取るために、今回、地区計画の改定をすることとしています。
B 委員	この地区に限定したというものが何かあるのでしょうか。
事務局	2地区を優先して取りすすめ、美咲野地区、北柏木地区、恵み野北地区については今後変更して予定です。
C 委員	地区計画の変更のアンケート調査で、それぞれ賛否の意見がでていますけど、反対意見の数字について行政側はどういうに考えているのか。
事務局	土地所有者及びその他権利者の3分の2以上の同意をもって都市計画変更の提案ができるという制度がございます。それに準じますと「規制をはずすことでよい」、「どちらでもよい」という意見を合わせて、3分の2を超える方が賛成ということと解釈されることから、市としては推進していくべきと考えてございます。
会長	新旧表で4番を削除しますと5番以降の番号が繰り上がりますので、下線がつかかと思います。法文に準じたもので適正にお願いいたします。
会長	今日は事前審議ということになっておりまして、今日ここでお諮りするものではありません。次回までに色々とご意見がありましたら出して頂ければと思います。
【参考資料について】	
会長	今回の変更は、恵み野センター地区と黄金地区の2箇所ですが、恵庭市全体で地区計画をどう考えていくかが重要になります。 恵庭市の中では、結構、地区計画がありまして、都市計画をがんばっている自治体は地区計画が多いとご理解頂いてかまいません。その中の5地区が高齢者向けの施設を規制している対象となっております。恵庭市にはどういう趣旨の地区計画があるか説明願います。
事務局	地区計画は全体で11地区ございます。その中で福祉施設の制限をしているものは、黄金、恵み野北、恵み野センター、北柏木、美咲野地区になります。この地区

計画の中でも細分化されており、沿道施設地区、利便施設地区などがございます。今回変更が伴いますのは利便施設地区が多くなっており、その地区に日用品を販売する店舗を誘導ためにその他の建物を制限しておりました。

会長

今日の審議の内容は以上となります。その他何かございますか。ないようですので、以上を持ちまして平成24年度第3回都市計画審議会を閉会させていただきます。

以上